

## 別記様式

## 自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	富山県公安委員会 第14号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	いろは代行
	主たる営業所が所在する 市 町 村	氷見市
処 分 年 月 日	令和7年4月11日	
処 分 内 容	認定の取消し	
処 分 理 由	被処分者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条に規定する自動車運転代行業を営んではならないとされる要件に該当する事実が判明したため、認定を取り消すもの。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号	
処分を行った公安委員会	富山県公安委員会	